

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 3 7 号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則（平成 1 7 年大田市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 5 の 2 第 2 項中「育児休業をすること」の次に「、育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をすること」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。